

個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支援事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
	区分	分野												
172	B	地方に対する規制緩和	11.その他	市町村結婚新生活支援事業における添付書類(所得証明書)の提出が省略できるよう、マイナンバー制度におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大	【現行制度】 補助要件(夫婦の合計所得が400万円未満)を確認するために、所得証明書の提出を求めている。 【支障事例】 転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 【支障の解決策】 新たにマイナンバー制度における情報連携の対象に加えてもらう。これにより、他市区町村から課税されている場合でも当市で当該所得情報を確認できるようになることから、所得証明書の提出が不要となる。 <参考> 令和2年度 交付決定件数:52件 うち支障事例件数(※):28件 令和3年度 交付決定件数:60件 うち支障事例件数(※):27件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	転入者において課税市区町村からの所得証明書の取得が不要となることから、申請に係る負担が軽減され、住民の利便性が向上される。	地域少子化対策重点推進事業実施要領	内閣府、デジタル庁、総務省	秋田市、秋田県、能代市、横手市、大館市、男鹿市、大仙市、山形市、五城目町、八郎潟町、井川町、羽後町、東成瀬村		花巻市、平栗市、高知県	○支障事例と同様、転入者の所得情報については、当市で確認ができないため、申請者において課税市区町村から所得証明書を取得し、提出してもらう必要がある。 結婚新生活支援事業については、住民票、所得証明書、納税証明書などの諸証明をはしめ、対象経費となる住居の契約書等、申請添付の書類が相当数あることから、情報連携の対象とすることにより、所得証明書への添付を不要とすることで、事務の経費が期待される。 令和3年度 交付決定件数:19件 うち支障事例件数(※):15件 ※夫婦の一方または双方が市外課税者の世帯。	結婚新生活支援事業は年度ごとに要綱要領を定め、予算補助として実施しているところである。当該事業における所得証明書の提出については、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」第2条で指定されている「地域少子化対策重点推進交付金」における「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められている。補助金受給申請者の所得情報を確認するために、マイナンバー制度における情報連携を行う場合、当該事業を法令化する必要があるが、当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であること、及び当該事業の全国の実施状況を踏まえれば、マイナンバー制度の情報連携に向けた法令化の検討は困難である。なお、当該事業のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討していきたい。	結婚新生活支援事業における所得証明書の提出については、国の「地域少子化対策重点推進事業実施要領」で定められていることから、各自治体が独自に提出の要否を設定できるものではないと考えられる。そのため、国においてマイナンバー情報連携の対象拡大が図られない場合、転入者は、これまでと同様に課税市区町村から所得証明書を取得して提出しなければならず、申請時の負担が大きい状況が改善されない。 また、令和3年度に538市区町村であった本事業の実施自治体数は、令和4年度では629市区町村と増加し、全自治体の約3分の1にのぼることから、本事業に対するニーズは強いものと捉えている。 本事業を新たにマイナンバー情報連携の対象に加えることにより、申請者の負担軽減につながるのと同時に、事務手続の利便性が向上されることで事業としての魅力が高まり、実施自治体の増加も期待される。少子化対策のさらなる推進の観点から、本提案の採択について前向きに検討していきたい。
181	B	地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバー制度において、地方公共団体でマイナンバーを独自利用する場合の条例・規則への規定について、条例・規則の見直しを希望する。 ①番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの独自利用の場合について、条例ではなく、規則での規定でも利用を可能とする。 ②番号法第9条第2項に基づく庁内他機関での特定個人情報の授受の場合および番号法第19条第11号に基づく庁内他機関との特定個人情報の授受の場合について、条例・規則での規定を不要とする。	<①の事例> 令和3年11月に、東京都が新たに心身障害者医療費助成事務でマイナンバーを利用することとして都規則を改正した。当該医療費助成事務は、事務処理特例により各区で事務を実施している。マイナンバーの利用は各区任意であったが、情報連携により区民にとって添付書類省略が可能となるメリットがあるため、当区では利用することとした。 情報連携を実施するための個人情報保護委員会への届出は年3回(6~8月、9~10月、11~12月)であるが、独自利用の条例を定めている場合のみ届出が可能であるため、条例改正手続(約3か月半)を待つことで、届出が令和4年6月、情報連携開始が令和5年2月となり、都の規則改正から情報連携開始まで約1年3か月かかることになる。規則での規定であれば、令和3年12月での届出が可能であったため、令和4年10月から情報連携を開始でき、約4か月早くサービスの開始が可能であった。 <②の事例> 健康増進事業の実施に関する事務について、令和3年5月31日公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、新たに番号法別表第2に追加されたことを受け、マイナンバー利用事務として取り扱うこととなった。 従前は、区の個人情報保護条例等に基づき行っていた当該事務に係る庁内情報授受について、事務の実施の実態は何ら変わらないにも関わらず、庁内での特定個人情報の授受を行うにあたり、番号法第9条第2項または第19条第11項に基づく条例への規定が必要となった。条例改正には議会等対応を含め3か月半程度かかることとなり、また、併せて特定個人情報保護対策(重点項目のため約1か月)や規則改正(約2か月)等、従前の事務をそのまま実施するために延べ6か月半の時間を必要とする事務が発生した。 今後、既に実施している事務がマイナンバー利用事務として指定された場合も同様の事務手続が発生することとなり、本来の事務を実施するにあたっての支障となることと想定される。同一自治体内での特定個人情報の連携に係る条例・規則での規定が不要となることで、延べ6か月半程度の事務が削減される。	独自利用事務の情報連携の活用や、自治体内での情報の連携を迅速に行えるようになり、添付書類の省略や、情報の利活用による区民サービスの向上に寄与する。番号法第9条、第19条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第19条	個人情報保護委員会、デジタル庁	鎌高区		宮城県、富士見市、山梨県、横須市、高槻市、高松市、宇和島市、大牟田市、長崎県、宮崎市		地方公共団体におけるマイナンバーの独自利用及び特定個人情報の庁内連携を行うためには、マイナンバー法第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。 これは、個人番号の利用範囲については、個人情報保護の観点から、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが、マイナンバー法第9条第1項において規定されている旨等の実施する事務について、国会による議論によって制定される法律で規定されることとの均衡に鑑み、適当と考えられるためである。 また、同一地方公共団体内の他機関へ特定個人情報を提供するに、番号法第19条第11号に基づき条例を定める必要がある。 これについても、個人番号の利用範囲と同様に、地方公共団体の長の判断のみで決めるのではなく、住民の代表で構成される地方議会における議論を経て、団体としての地方公共団体の意思に基づいて行うことが適当と考えられる。これを踏まえると、ご提案に応じることは困難である。	地方公共団体がマイナンバーを利用した情報連携を開始するまで、条例改正に約3か月半、個人情報保護委員会への届出に約8か月の期間が必要であり、直近では、心身障害者医療費助成(マル障)の事務にマイナンバーを利用するため、こうした手続きに約1年を要している。住民の安全・安心を守るための生活支援など、緊急性の高い事務においても、マイナンバーを利用する場合は条例への規定が必要となり、制度を迅速かつ効果的に活用することができないのが実態である。 国においては、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための予防口座の登録等に関する法律第10条に基づく特定公的給付でのマイナンバー利用について、「内閣総理大臣が指定するもの」として告示で定めている例があり、これは緊急時の給付金を迅速かつ確実に実施するための措置と認識している。 個人情報保護は制度運用において重要な要素であるが、マイナンバー制度の所期の目的を果たすためには、住民に最も身近な基礎自治体がマイナンバーをより活用しやすい制度設計に見直ししていくべきである。地方公共団体が主体的に制度を活用し、行政手続における添付書類の省略や、一人ひとりに合わせた必要な支援を迅速に行えるようにするため、抜本的な見直しについて前向きに検討していきたい。 また、同一地方公共団体内の特定個人情報の提供については、実務上、制度開始以前から行われており、マイナンバー利用事務間での情報連携についてまで条例に規定する必要性は低いと考える。改めて、同一地方公共団体内での情報連携について、条例へ規定する意義を伺いたい。

個人情報保護委員会 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。</p>		<p>当該事業は実施自治体が制定する自治体要綱により独自の制度設計が可能であることから、所得要件確認のためのマイナンバー連携についての法令化は困難であるが、事業実施自治体への転入後における申請にあたっては、課税市区町村から所得証明書を取り寄せて提出することにより、申請者の負担が増大していることも承知している。</p> <p>申請にあたっての負担軽減に努めている自治体の取組を内閣府から情報提供し、横展開を図ることで、申請者の負担軽減につながることに、当該事業の事務処理については、実務上の負担軽減ができるよう今後ともよく検討する。</p> <p>また、ご提案のような支障事例があることを踏まえ、マイナンバー法第19条第9号に基づく情報連携の在り方について検討してまいりたい。</p>	<p>5【内閣府(11)】【個人情報保護委員会(5)】【デジタル庁(13)】【総務省(29)】 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続については、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。</p> <p>また、当該補助金の交付の申請の手続のうち申請者の所得の確認方法については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)19条9号に基づく情報連携の在り方を踏まえ、申請者及び地方公共団体の負担の軽減に資するよう、地方公共団体の意向も踏まえつつ方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>前段 結婚新生活支援事業における補助金の交付の申請の手続について、申請者の負担軽減に資する取組事例を収集し、地方公共団体に令和4年度中に情報提供する。</p>	令和4年11月に地方公共団体へ情報提供済。	令和4年9月～10月にかけて事業を実施する全自治体に対し、申請者の負担軽減に資する取組事例について調査を実施。集計結果について令和4年11月にフィードバックを実施。	
	<p>【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。</p>		<p>他の地方公共団体などとの情報連携は、特定個人情報の「提供」として、番号法第19条第8号や別表第2を根拠に行うことができるが、同一機関内での情報連携は、特定個人情報の「提供」ではなく「利用」に該当する。</p> <p>番号法第9条第1項及び第2項に基づき個人番号を「利用」できるのは、別表第1に規定する主体が同表に規定する事務で利用する場合と地方公共団体が条例で定める事務で利用する場合に限定されている。別表第1に規定する事務における個人番号の利用とは、別表第1の各項目に規定される個々の事務で個人番号を利用することであり、当該利用により得られた特定個人情報を同一機関内で別表第1に規定される他の個人番号利用事務や、第9条第2項に基づき条例で定めた独自利用事務の処理に利用することは、第9条第1項に規定する利用範囲を超えるものと考えられる。このため、同一機関内の複数の事務で特定個人情報を利用する場合は、第9条第2項に基づき条例を定める必要がある。</p>	<p>5【個人情報保護委員会(4)(1)】【デジタル庁(10)(ii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)の情報連携(19条9号)については、その円滑な実施に資するよう、個人情報保護委員会への届出(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平28個人情報保護委員会規則5)3条1項)から情報連携開始までの期間の短縮等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	検討中	令和5年度中に結論を得る	情報連携開始までの期間短縮等について、調査検討を進めた。	令和4年度における調査検討を踏まえ、技術的検証等を実施する。
					<p>後段:令和4年度中に得た結論に基づいた措置について検討中</p>	検討中	<p>「第7回マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改訂ワーキンググループ」にて、「今後、地方公共団体の独自利用事務がマイナンバー法別表に掲げる事務に準拠することが必ずしも明確でない場合においても、行政運営の効率化及び国民の利便性向上を目的と、個人情報保護委員会が認める場合であれば、情報連携を行うことができるよう」にすることが示された。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	その他(特記事項)	追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野														
182	B	地方に対する規制緩和	11.その他	マイナンバー制度における特定個人情報保護評価(PIA)の簡素化または廃止を求め、特定個人情報(番号法及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン)に則り適切に取り扱う必要があり、また、情報公開制度により国民への透明性も担保されていること、特定個人情報保護評価の実施が国民への透明性の担保にどれほど寄与しているのか、また、評価の実施は国民への信頼・透明性を担保できないのか等について、地方公共団体における事務負担も踏まえ、改めて制度の効果検証や見直しをお願いしたい。	特定個人情報保護評価は、当該特定個人情報ファイルを保有する前に実施しなければならない。全項目評価の場合、評価書の公表までに6か月程度かかるため、迅速性を欠いている。また、制度開始に間に合わせるためにタイトなスケジュールで評価を実施する場合、評価書作成に係る職員の負担が大きいが、特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に係る事務では、事後評価であっても、業務を遂行しながら意見聴取や第三者点検等の対応などを国の定めた期限までに行わなければならない、非常に大きな負担となっている。 <事例1> 令和2年11月30日に国から新型コロナウイルス特措法に基づく事務(全項目評価)について、令和3年3月12日までにPIAの実施を行うよう依頼があったが、期限までに実施できない場合、令和3年6月からの情報連携が開始できない旨通知された。結果的には、リスク対策の変更等がなかったため再実施に該当せず、期限には間に合ったが、再実施が必要となっていた場合、制度開始に間に合わせるができないスケジュールであった。 <事例2> ワクチン接種業務(全項目評価)においては、第1回目の接種が令和3年5月から開始する中、令和3年4月から令和3年12月にかけて全項目評価の再実施を行った。その後令和4年2月の3回目接種開始の中、令和4年3月からワクチン接種記録システムについて再実施中であるが、さらに令和4年4月から接種証明コンビニ交付に係る再実施として、ワクチン接種業務を行いながら3回の全項目評価の再実施が必要となっており、大きな負担となっている。 <特定個人情報保護評価実施に係る期間> 全項目評価 新規保有・再実施とも6カ月～ 重点項目評価 新規保有4カ月～ 再実施2.5カ月～ 基礎項目評価 新規保有・再実施とも5カ月～ <特定個人情報保護評価実施件数> (1)令和3年度 全項目評価 新規保有0件 再実施1件 重点項目評価 新規保有1件 再実施0件 基礎項目評価 新規保有3件 再実施0件 ほか、見直し62事務 (2)令和4年度(予定) 全項目評価 新規保有0件 再実施4件 重点項目評価 新規保有0件 再実施3件 基礎項目評価 新規保有0件 再実施2件 ほか、見直し42事務	特定個人情報保護評価に係る事務量を削減することができ、制度開始に向けて必要なシステムテストや職員の研修に時間をかけることができるようになる。また区民に対して、よりスピード感をもって利便性の高いサービスを提供できるようになる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第4条～第7条、第9条、第11条～第19条、特定個人情報保護評価指針	個人情報保護委員会、デジタル庁	群馬県					追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
271	B	地方に対する規制緩和	11.その他	特定個人情報保護評価の一部省略	特定個人情報保護評価のうち、公金受取口座活用等、国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集、第三者点検及び評価の公表については、国が一括して実施し、地方公共団体においては実施不要とする。	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」の関連規定が令和4年1月1日に施行され、デジタル庁令で定める公的給付については、情報提供ネットワークシステムを活用して公金受取口座情報を取得することができるようになる。情報提供ネットワークシステムを活用した公金受取口座情報の取得については、国は、令和4年10月試行運用開始、令和5年1月以降の本格運用を予定しているところ、地方公共団体は、各事務における特定個人情報保護評価(PIA)の実施が必要となる。PIAについては、評価書の修正に加え、対象人数によっては、住民の意見募集や第三者点検、評価の公表を行う必要があり、自治体における事務負担が大きいが、 【参考】公金受取口座活用のために修正が必要となる当市の評価書の数：17	特定個人情報保護評価の実施に伴う地方公共団体の事務負担の軽減につながり、行政の効率化が図られる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条、特定個人情報保護評価に関する規則第1条、第5条、第6条、第7条	個人情報保護委員会、デジタル庁	神戸市		札幌市、宮城県、北区、相模原市、横須賀市、京都市、大阪市、高槻市、八尾市、西宮市、山口市、高松市、松山市、佐世保市、熊本市、宮崎市	〇評価書の作成・修正・再実施等に係る業務量は少なくない。国全体で進めるべき施策に係る事務に関するものにおける意見募集や第三者点検及び評価の公表については、地方公共団体が個別で行うのではなく、国が一括して実施することが適当と考える。 〇PIAの修正、ハブリンクメントの実施、審議会の開催及び評価の公表には多くの人件や時間を要している。公金受取口座活用による影響は多くの事務手続に及び、今回の公金受取口座関連のPIAの修正は事務負担が大きく対応に苦慮している。 〇本市においても、公金受取口座の活用に関して対象となる事務が多岐にわたっており、その全てにPIAを再実施するのは、対象事務の所管課、PIAの庁内取りまとめを行っている番号制度担当課及び住民の意見募集・第三者点検を担当する個人情報担当課における事務負担が非常に高い。特に、公金受取口座のPIAに関しては、各庁から対象事務の所管課へ2～3月頃に通知があったが、第三者点検や住民への意見募集が必要となる事務については、評価書公表までに半年程度の期間を要することに加え、改修有無など複数のバターンが提示されており、情報連携方式の検討や、それに伴う改修仕様の策定に要する期間を踏まえれば、10月の試行までに評価書を公表するのが難しい状況が存在する。また、一度に多数の第三者点検を行う場合、点検者の負担が増加する。場合によっては、期限内に第三者点検を終えることができないことが懸念される。PIAは「事務」を単位として実施することとなっているが、今後、特定個人情報量がより利便性を増し、多くの事務で共通のリソースとして活用できるようになれば、ほぼ1つの制度に対して大量のPIAを同時に実施するようないかなる場合も顕発することも想定され、市政執行に著しい支障をきたすことが懸念される。 〇本市においても、国全体で進めている公金受取口座活用について、地方公共団体の該当事業ごとに特定個人情報保護評価を実施することは負担が大きいと感じている。地方公共団体の事務負担軽減のために、国が一括して実施していただきたい。	特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)の実施主体は、特定個人情報ファイルを保有しようとする者である。保護評価の実施とは、評価書の作成から公表までの一連の手続を指すため、支障事例にある公金受取口座情報を取得する各事務については、特定個人情報ファイルの保有者である地方公共団体に実施が義務付けられ、現行制度においては意見聴取等手続の一部を国が実施することはできない。仮に、意見聴取・第三者点検のみ国が一括して実施したとしても、これにより得られた意見を、各地方公共団体の実態を踏まえ個別に評価書に反映するものが効率化につながることはあえなく、評価書の作成と意見聴取等を実施する主体を分けることは、実務上においても適当ではないと考える。	現行のマイナンバー法の規定上、地方公共団体に保護評価の実施義務があることは理解しており、地方公共団体が独自に運用する部分において、保護評価を実施することに意欲はあると考える。しかし、公金受取口座の制度はもとより、新型コロナウイルス感染症の予防接種業務におけるワクチン接種記録システム(VRS)のような、国が一括して構築・改修するシステムを活用する上でのリスク評価を、主務省庁からの記載例に頼りながら、全ての地方公共団体に実施することは、単に、法律が規定する手続を形式的に行っている以上の意味はなく、非効率である。そのため、国が一括して構築・改修するシステムに係る評価については、法改正のうえ、国において保護評価を行う仕組みとしていただくことを検討していただきたい。また、法改正が困難な場合も、例えば、意見聴取・第三者点検を国が一括して実施し、得られた意見を踏まえた記載例を提示いただき、これをもとに地方公共団体が保護評価書を作成した場合、地方公共団体個別での意見聴取・第三者点検は省略可能とするなど、負担軽減策を検討していただきたい。さらに、今後、システム標準化が進捗すれば、同様の支障事例が増えることが想定されることから、マイナンバー制度が目指す行政の効率化が真に実現され、地方公共団体の負担軽減に繋がるよう、早急に見直しをいただきたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和4年の地方からの提案等に關する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法 (検討)状況	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
	【全国知事会】 特定個人情報保護評価に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。		特定個人情報保護評価(以下「保護評価」という。)は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止を目的としていることから、事後評価は、あくまで例外的に、災害その他やむをえない事由により緊急性を伴う場合にのみ実施できるものである。このように事前対応の例外として事後評価が実施された場合でも、速やかに保護評価が実施され、国民・住民の信頼の確保につながるよう、関係省庁と連携しながら対応を進めているところ。 また、保護評価指針の再検討に当たっては、地方公共団体を始めとした評価実施機関における保護評価の運用の実態を把握した上で、事務負担とリスク対策の両立を目指して進めてまいりたい。	5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平28特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度中に結論を得る	特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査を実施し、評価実施機関向けアンケート等を通じて、地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握した。	地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、引き続き、把握した実態も踏まえながら特定個人情報保護評価における事務の見直しについて検討する。
	【全国知事会】 提案団体の提案を考慮した検討を求める。		現在、マイナンバー法(以下「法」という。)第27条第2項に基づく特定個人情報保護評価指針の再検討に向けて、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めているところ。 再検討に当たっては、法の規定で個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえることとされているが、それらに加えて、地方公共団体を始めとした評価実施機関における御意見や運用の実態を把握し御参考とさせていただきたくこととしており、御指摘のような効率化や負担軽減といった点を含め、保護評価の簡素化とリスク対策の両立を目指して作業を進めてまいりたい。	5【個人情報保護委員会(4)(ii)】【デジタル庁(10)(iii)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 地方公共団体による特定個人情報保護評価(特定個人情報保護評価に関する規則(平28特定個人情報保護委員会規則1)7条)については、地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、次回の指針(27条1項)の見直しの際に、地方公共団体における実態を踏まえて当該事務の見直しについて検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	検討中	令和5年度中に結論を得る	特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討に係る委託調査を実施し、評価実施機関向けアンケート等を通じて、地方公共団体における特定個人情報保護評価の実態を把握した。	地方公共団体ごとのリスクに応じた効果的かつ効率的な実施を図るため、引き続き、把握した実態も踏まえながら特定個人情報保護評価における事務の見直しについて検討する。